

第1回会合における構成員からの主なご意見

令和8年6月24日
事 務 局

検討課題1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保 について

- ◆ プロバイダの多層化のために手続が遅延し、開示請求が認められても発信者の特定に至らないことがないようにするために、どのように手続の合理化を図ることができるのか検討することが重要。(大谷構成員)

検討課題2. 発信者情報開示請求への対応の合理化 について

- ◆ ファイル共有ソフトの不適切な利用に係る発信者情報開示請求の前提理解のために、検知ツールの正確性に関する技術的な検証について把握することが必要ではないか。(上沼構成員)
- ◆ 制度の検討に当たっては、契約で意見照会を一定の場合に省略することを認める合意をして、利用規約などに書き込んだ上で手続を進めることが許容されるのか、あるいは、開示請求が認められたことで、開示請求への対応を行うプロバイダが情報の発信者に対して、プロバイダ側の損失を費用負担として請求するということが認められるかといった、取引実務に与える影響に配慮する必要があるのではないか。(大谷構成員)
- ◆ また、ファイル共有ソフトの特殊な仕組みを踏まえ、今後新たな技術が登場した際にも対応できるよう、発信者情報開示制度の検討に当たっては、技術的にニュートラルであることを考慮する必要があるのではないか。(大谷構成員)
- ◆ ファイル共有ソフトの不適切な利用に係る発信者情報開示請求によって、プロバイダにどのような負担が生じており、どのような問題をもたらしているのかについて、ヒアリング等により詳細の把握が重要。(鎮目構成員)

検討課題3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い について

- ◆ 開示された発信者情報や意見照会で得た情報を用いた新たな権利侵害としては、晒し行為以外にも脅迫等様々な行為が考えられるところ、その前提として、どういう行為について、どういう場合に民事責任や刑事責任が生じ得るのかということを整理する必要があるのではないか。(中原構成員)
- ◆ 晒し行為がネット上の晒し行為に留まるのか、それとも対面での脅迫やストーキング等の事態が生じているのかといった実態と、それについて刑事法等の既存法令で対応できるケースがどこまでなのか。その上で、既存法令で対応できないケースとはどのようなものなのかを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないか。(鎮目構成員)

その他の論点について

- ◆「特定電気通信による情報の流通によって」(法第5条第1項)の解釈について、判例等も踏まえた整理が必要ではないか。(曾我部主査、清水構成員)

全体的な進め方について

- ◆ 通信の秘密や表現の自由といった憲法にも関わる権利の保護という問題があることも踏まえ、被害者救済とプロバイダの負担という天秤構造をどのように整理していくかが、今後の検討において重要。(今村構成員)
- ◆ 裁判手続の実情について、裁判所の知見を適切に提供いただき、議論に反映することが重要。(大谷構成員、垣内構成員)
- ◆ 理論的に、それぞれのプロバイダがどのような利害を代弁するのか、あるいはどういった利害を代弁することがどの程度期待されるのか、また現実的に、それぞれのアクターがどのようなインセンティブを持っていて、それがどういった形で合理的な処理に貢献することが可能であり、あるいは阻害してしまっているのかについて検討、把握することが重要。(垣内構成員)

事業者ヒアリングの進め方について

- ◆ 事業者ヒアリングを行うに当たっては、各プロバイダからの要望や必要に応じて検討会を部分的に非公開にする等、柔軟な対応が重要。(北澤構成員)